

令和4年第1回定例会 一般会計予算・決算審査特別委員会（第4日目）
市民厚生分科会審査記録

- 1 日 時 令和4年3月10日（木） 午後0時58分
- 2 場 所 市役所 第一委員会室
- 3 議 題 議第41号 令和3年度村上市一般会計補正予算（第21号）
議第6号 令和4年度村上市一般会計予算
- 4 出席委員（9名）
- | | | | |
|------|--------|-------|--------|
| 1番 | 鈴木好彦君 | 2番 | 上村正朗君 |
| 3番 | 富樫雅男君 | 4番 | 稲葉久美子君 |
| 5番 | 鈴木いせ子君 | 6番 | 鈴木一之君 |
| 7番 | 長谷川孝君 | 委員長 | 大滝国吉君 |
| 副委員長 | | 小杉武仁君 | |
- 5 欠席委員
なし
- 6 傍聴議員（4名）
菅井晋一君 高田晃君 渡辺昌君
木村貞雄君
- 7 地方自治法第105条による出席者
議長 三田敏秋君
- 8 オブザーバーとして出席した者
なし
- 9 説明のため出席した者
- | | |
|---------------|--------|
| 副市長 | 忠 聡君 |
| 保健医療課長 | 信田和子君 |
| 同課課長補佐 | 志田淳一君 |
| 同課国保室長 | 林洋一君 |
| 同課健康支援室長 | 平山祐子君 |
| 同課健康支援室主幹 | 押切和美君 |
| 同課健康支援室副参事 | 齋藤健一君 |
| 同課健康支援室係長 | 渡邊礼子君 |
| 介護高齢課長 | 大滝きくみ君 |
| 同課高齢者支援室長 | 山田美和子君 |
| 同課高齢者支援室副参事 | 渋谷直人君 |
| 同課地域包括支援センター長 | 田中加代子君 |
| 同課介護保険室長 | 高橋洋一君 |
| 同課介護保険室副参事 | 近藤知子君 |
| 福祉課長 | 木村静子君 |
| 同課福祉政策室長 | 石田浩二君 |
| 同課福祉政策室副参事 | 佐藤一幸君 |
| 同課福祉政策室副参事 | 鈴木祐輔君 |
| 同課総合相談係副参事 | 中山晴剛君 |
| こども課長 | 中村豊昭君 |

同課子育て政策室長	高橋	朗	君
同課子育て政策室係長	渡辺	悟	君
同課ことばとこころの相談室主幹	永田	ルミ	君
同課子育て支援室長	山田	昌実	君
同課子育て支援室主幹	板垣	友紀	君
同課子育て支援室副参事	小林	毅	君
同課子育て支援室係長	石山	留美	君
同課子育て支援室係長	百武	美奈	君
同課子育て支援室主査	貝沼	正大	君

10 議会事務局職員

局長	長谷部 俊一
書記	菅井 洋子

(午後 0時58分)

特別委員長（大滝国吉君）開会を宣する。

○本日の委員会は、一般会計予算・決算審査特別委員会に設置した市民厚生分科会の所管事務についての保健医療課、福祉課、介護高齢課及びこども課所管分について審査を行うこととし、審査は常任委員会の審査の例により行い、分科会の会長には常任委員長、副分科会長には常任副委員長を充て議事運営を行うこととし、議事進行を市民厚生分科会長に願った。

分科会長（長谷川 孝君）開会を宣する。

○本分科会の審査については、分科会審査日程概要どおりに進むことに異議なく、そのように決定する。

日程第7 議第41号 令和3年度村上市一般会計補正予算（第21号）についてのうち市民厚生分科会所管分についての保健医療課、介護高齢課、福祉課、こども課所管分を議題とし、最初に歳入について予算付託表記載順に担当課長（保健医療課長 信田和子君、介護高齢課長 大滝きくみ君、福祉課長 木村静子君、こども課長 中村豊昭君）から説明を受けた後、歳入についての質疑に入り、歳入についての質疑終了後、歳出及び繰越明許費についての説明を受け、その後歳出及び繰越明許費についての質疑に入る。

歳入

第13款 分担金及び負担金

（説明）

介護高齢課長 9P、10Pを御覧ください。13款分担金及び負担金、2項2目民生費負担金、1節社会福祉費負担金、説明欄1、緊急通報システム利用料65万円の減額だが、これまでの実績と今後の見込みから減額するものだ。以上だ。

福祉課長 その次、説明欄の2、障害者給付費等審査会負担金6万1,000円の減額だが、令和2年度の実績により額が確定したため、関川村、栗島浦村の負担金を減額するものだ。以上だ。

こども課長 その次になるが、2節児童福祉費負担金の説明欄1、ことばとこころの相談室経費

負担金 8 万 6, 000 円の減であるが、これは関川村と栗島浦村からそれぞれことばとここの相談室に係る経費について負担金をいただいているが、これを令和 3 年度分、それから令和 2 年度分の精算合わせて今回 8 万 6, 000 円の減ということになっている。以上だ。

第15款 国庫支出金

(説明)

介護高齢課長 15款国庫支出金、2項2目民生費国庫補助金、1節社会福祉費補助金、説明欄1、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金669万2,000円であるが、高齢者生活福祉センターふれあい羽衣空調機器改修工事である。補助率は10分の10で、工事は令和4年度に繰り越す予定だ。以上だ。

こども課長 その次になる。2節児童福祉費補助金である。説明欄の1、子ども・子育て支援事業費補助金291万5,000円であるが、これは児童手当の制度改正に伴ってシステム改修費に対する国庫補助金となっている。次の説明欄の2、保育士等処遇改善臨時特例交付金479万3,000円であるが、令和3年11月19日閣議決定のコロナ克服・新時代開拓のための経済対策を受けて、令和4年2月から保育士、放課後児童支援員等の収入を3%程度引き上げることを目的といたして、令和3年度保育士等処遇改善臨時特例交付金の新設されたことに伴う令和3年度分の交付金となっている。補助率は10分の10である。以上だ。

歳入

第13款 分担金及び負担金

(質疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第15款 国庫支出金

(質疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

歳出

第3款 民生費

(説明)

福祉課長 それでは、15P、16Pを御覧ください。3款1項1目社会福祉総務費で、15Pのその他のところに6万1,000円の減額とある。これについては歳入で説明したとおり、関川村、栗島浦村の負担金の額が確定したことによる財源の更正である。以上だ。

介護高齢課長 2目社会福祉施設費、説明欄1、ゆり花会館運営経費の指定管理料450万円であるが、精算項目になっている修繕料の不足分46万円と新型コロナウイルス感染症の影響に伴う補填額404万円の追加をお願いするものだ。3目老人福祉費、説明欄1、高齢者生活支援経費450万円の減額であるが、山北地区高齢者、障がい者通院支援サービス等の運転手の労働者派遣手数料100万円の減額と緊急通報システム運營業務委託料350万円の減額だが、これまでの実績と今後の見込みから減額するものだ。

保健医療課長 では、次のページをおめくりいただいて、17、18Pになる。説明欄2の後期高齢者医療広域連合負担金4,354万2,000円の減額は、各負担金の額の確定によるものであ

る。

介護高齢課長 説明欄 3、介護保険特別会計繰出金585万7,000円の減額であるが、介護給付費の減額等によるものである。4目老人福祉施設費、説明欄 1、老人福祉センターあかまつ荘経費の指定管理料114万円であるが、精算項目になっている修繕料の追加と、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う補填額90万円及び施設管理費の変更による4万円の追加をお願いするものである。説明欄 2、荒川いこいの家経費の指定管理料91万円であるが、精算項目になっている修繕料の不足分15万円の追加と新型コロナウイルス感染症の影響に伴う補填額76万円の追加をお願いするものだ。説明欄 3、ふれあい羽衣経費732万円であるが、こちらも指定管理料の精算項目になっている修繕料の精算による22万円の追加と、測量設計等委託料50万円及び工事請負費660万円は老朽化した冷暖房設備の入替え工事を行うものだ。なお、歳入でも説明したが、空調機械の入替え工事は地域介護・福祉空間整備等の施設整備の認知症グループホーム等防災改修等支援事業の補助金事業である。以上だ。

こども課長 次の科目になるが、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、説明欄の1、保育士・放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業補助金、こちら302万円の追加である。歳入でも説明申し上げたけれども、保育士等処遇改善臨時特例交付金を受けて、市内の民営の保育所、それから民営の放課後児童クラブ、学童保育所のことであるが、それに対して補助を行うための補助金である。次、引き続いて4目学童保育費、説明欄の1、学童保育経費458万9,000円の追加である。これは、神林学童保育所とさんぽく森のなかよし学童保育所の指定管理料の増加によるものである。具体的には新型コロナウイルス感染拡大防止に係る収入の減や人件費等の支出の増に伴う精算によるものである。以上だ。

第4款 衛生費

(説明)

保健医療課長 それでは、4款衛生費、1項1目保健衛生総務費、説明欄1の保健衛生総務費の奨学金貸付金360万円の減額計上は、令和3年度の応募者がなかったことによる1名分の減額である。続いて、2目予防費、説明欄1の予防業務経費1,300万円の計上は、決算見込みによる減額である。その下、説明欄2の母子保健経費42万7,000円は、令和2年度母子保健衛生費国庫補助金の精算に伴う返還金である。説明は以上である。

第2条「第2表 繰越明許費」

(説明)

福祉課長 繰越明許費の補正だが、4Pを御覧ください。3行目になる。民生費、社会福祉費、住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業経費であるが、住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金について、令和3年度中に支払いができないものについて繰り越すものである。以上だ。

介護高齢課長 3款民生費、1項社会福祉費、ふれあい羽衣経費710万円だが、ふれあい羽衣空調機械入替え工事に係る経費である。この事業は、地域介護・福祉空間整備事業等の認知症グループホーム等防火改修等支援事業の補助金事業であるが、補助金の内示が3月になるため、それに伴う本市の補助金交付決定も遅れることから、事業完了が翌年になるために繰り越すものだ。以上だ。

こども課長 次の子育て世帯等臨時特別支援事業経費であるけれども、こちら子育て世帯の臨時

特例補助金が3月で終わらずに4月以降も支払い受付が発生するものだから、そちらについて繰越しをさせていただくものである。

歳出

第3款 民生費

(質 疑)

- 上村 正朗 それでは、18Pの児童福祉費一般経費、保育士等の処遇改善臨時特例事業補助金についてお聞かせください。一般質問でも高田議員からこの内容についての質問があったと思うが、今こども課長、民営の保育所と学童という説明をしたと思うけれども、公営も対象にするのだよね。公営の保育士の場合は、常勤除いては。
- こども課長 公営のほうも、公営というか、直営のほうも対象にはなるが、この補助金として出すものが民営の施設の職員になっている。
- 上村 正朗 そうすると、直営で出すのはここではなくて、どこから出すのか、すみません、教えてください。
- こども課長 直営の分も普通の支払いと一緒に報酬とかその他の手当とかで出すのだけれども、今回補正に出ていないのは、既決の予算の中で収まる範囲なものだから、補正として額が出てきていないということである。
- 上村 正朗 既決というのは、補助金使わないという、ちょっとその辺よく分からないのだけれども、既決というのは、補助金使わないで、一般財源でやるわけではないのだよね。
- こども課長 補助金は使う。ただ、歳出のほう例えば報酬で支払う分の金額、当初予算の報酬で足りているということで、補正としては今回上がっていないということだ。
- 上村 正朗 それは分かった。では、こども課分は分かったのだけれども、例えば介護施設でも同じような処遇改善のあれがあると思うのだけれども、これは市全然通らない、もう地域密着は市が絡むのかななんて思ったのだけれども、全部介護施設については県のほうでやるのだろうか。
- 介護高齢課長 県のほうに直接申請していただく。
- 鈴木 好彦 16Pの、私聞き逃したと思うのだが、ゆり花会館の指定管理料の追加450万円とあるけれども、追加にしてはちょっと大きいと思うのだが、何か説明あったのだろうか。
- 介護高齢課長 ゆり花会館の450万円の内訳は、精算項目になっている修繕料の46万円と新型コロナウイルス感染症の影響に伴う補填額404万円ということだけれども、新型コロナウイルスの感染予防ということで、夏場、ゆり花会館のほうを休館したりとかということがあったのだけれども、温泉は止めたのだが、会館自体は貸し館とかもして、入浴料が減ったけれども、施設は通常に運営していたので、歳入が、入浴料とか貸し館の部分が減ったということで補填している。
- 鈴木 好彦 運営費の補填なんかも含めてのことだと、コロナによる需要不足による運営費の不足補填だという理由なのだね。では、もう一点お願いします。先ほど上村委員からもいろいろとお話あったのだけれども、先ほどの保育士、放課後児童支援員等という項目、収入は470万円ほどあって、支出は302万円か、残りの170万円というのは先ほど課長から説明あった、既に可決された事業の中に埋もれてしまっているというような理解でいいのか。
- こども課長 そうしたら、18Pの真ん中の段になるけれども、18P真ん中の段に児童福祉費の欄がある。1目児童福祉総務費の特定財源の欄、国庫支出金302万円、これがそのまま

302万円までは入る。それから、次の児童措置費、1,149万5,000円というのがある。このうち149万5,000円が処遇改善ということで、ここに入るのだが、先ほど申し上げたように既決の予算で支払いの、支出のほうの予算は足りているので、支出額の補正はなく、財源の更正だけが入ってきたと。それから、次の学童保育費、27万8,000円、こちらも同様である。歳入としては入ってきているが、支出自体は足りているということで、歳出補正はないということになっている。

上村 正朗 すみません、聞き漏らしで申し訳ない。先ほどと同じ保育士・放課後等児童支援員等処遇改善臨時の関係なのだけれども、福祉課のほうで障がい福祉関係も同じ、制度あると思うのだけれども、普通の障がい福祉事業所さんは県のほうだと思うのだが、地域活動支援センターの職員は対象になるのか、その場合はどういうルートなのかちょっとお聞かせください。

福祉 課長 地域活動支援センターについては、この処遇改善の事業に含まれないので、対象外となる。

第4款 衛生費

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第2条「第2表 繰越明許費」

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(賛否態度の発言)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、自由討議なく、賛否態度の発言を求めたところ賛否態度の発言なく、起立による賛否態度の取りまとめを行った結果、議第41号のうち市民厚生分科会所管分は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと態度を決定した。

日程第8 議第6号 令和4年度村上市一般会計予算のうち市民厚生分科会所管分についての保健医療課、介護高齢課、福祉課、こども課所管分を議題とし、最初に歳入について予算付託表記載順に担当課長（保健医療課長 信田和子君、介護高齢課長 大滝きくみ君、福祉課長 木村静子君、こども課長 中村豊昭君）から説明を受けた後、歳入についての質疑に入り、歳入についての質疑終了後、歳出及び債務負担行為についての説明を受け、その後歳出及び債務負担行為についての質疑に入る。

歳入

第13款 分担金及び負担金

(説 明)

介護高齢課長 13款分担金及び負担金、2項2目1節社会福祉費負担金だが、説明欄1、老人ホーム入所者負担金1,756万5,000円だが、やまゆり荘28名、胎内やすらぎの家6名分を計上した。説明欄2、老人ホーム入所措置費負担金2,038万9,000円だが、関川村からの入所者9名分を計上している。説明欄3から6までは例年どおりなので、説明

- を省略する。以上だ。
- 福祉 課長 続いて、22、23Pを御覧ください。説明欄の7、障害者給付費等審査会負担金、説明欄8、村上・岩船地域自立支援協議会共同設置負担金については、例年どおり関川村と栗島浦村からの負担金だ。以上だ。
- こども課長 その次、2節児童福祉費負担金の説明欄の1、保育園入園者負担金5,901万円であるが、こちらは園児数の減少によって、令和3年度と比較して113万2,000円の減額で、5,901万円を見込んでいる。説明欄の2から説明欄の4については、おおむね例年並みであるので、省略いたす。説明欄の5、学童保育利用料については、午前中の委員会でも審議いただいたけれども、一部条例改正議案にあったように令和4年度から生計同一の子ども3人以上を養育する世帯について、学童保育利用料を半額とする新たな子育て支援制度を考えているので、その影響、それからコロナ禍において3密解消等のために家庭保育にご協力いただいた方々に対して利用料の減免もいたしている。これらの分を考慮いたして、令和3年度当初と比較して850万1,000円を減額し、1,380万円を見込んでいる。説明欄6から8についてはおおむね例年並みなので、省略いたす。
- 保健医療課長 それでは、3目衛生費負担金だが、説明欄の2から6は例年どおりの負担金のため、省略させていただく。
- こども課長 説明欄の7、未熟児養育医療一部負担金33万6,000円については、例年並みの計上となっている。

第14款 使用料及び手数料

(説明)

- 介護高齢課長 14款使用料及び手数料、1項2目民生使用料、1節社会福祉使用料、説明欄1、行政財産使用料6万7,000円だが、電柱設置に係る使用料である。以上だ。
- こども課長 次の2節児童福祉使用料、説明欄の1、2、3いずれも例年並みであるので、省略いたす。
- 保健医療課長 3目衛生使用料、説明欄3の急患診療所使用料については、医療費の実績等から前年比4.7%減少の590万円の減額計上いたした。次の説明欄4については例年どおりのため、省略させていただく。
- こども課長 それでは、27Pである。2項手数料、2目民生手数料、1節社会福祉手数料、説明欄1、民生関係諸証明手数料であるが、1,000円、これは項目計上のみの1,000円である。

第15款 国庫支出金

(説明)

- 保健医療課長 それでは、28、29Pを御覧ください。15款国庫支出金、1項1目民生費国庫負担金だが、説明欄1の保険基盤安定負担金は、国保の保険者支援分として国2分の1負担金分を計上している。説明欄2の未就学児均等割保険料負担金128万8,000円は、令和4年度から施行の未就学児に係る国民健康保険税均等割額の軽減措置に対する公費負担として国2分の1負担分を計上したものである。
- 介護高齢課長 説明欄3、低所得者保険料軽減負担金4,416万7,000円だが、介護保険料の所得段階、第1段階の保険料について、年額3万7,800円を2万2,680円に、第2段階の保険料について、年額5万2,920円を3万4,020円に、第3段階の保険料について、年額5万

- 6,700円を5万2,920円にそれぞれ減額する差額について、公費で保険料を補填するものだ。国が負担する割合が2分の1で、対象者は6,709人分である。以上だ。
- 福祉 課長 説明欄の4、特別障害者手当等給付費負担金は例年どおりなので、省略いたす。次の説明欄5、障害者自立支援給付費負担金については、新規事業所の開設等に伴う障がい福祉サービスの利用者の増加により、昨年度より1,149万7,000円の増額を計上している。負担率は2分の1だ。説明欄6については、省略させていただく。説明欄の7、障害児通所サービス費負担金については、新規事業所開設等による増加が見込まれることから、昨年度より618万9,000円の増額を計上いたした。負担率は2分の1だ。説明欄の8、生活困窮者自立相談支援事業費等負担金については、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化補助金を充当するため、135万円昨年度より減額となっている。
- こども課長 その次である。2節児童福祉費負担金、説明欄の1、児童扶養手当負担金については、令和3年度の実績等の見込みによって304万7,000円減の6,356万6,000円を計上いたした。次、説明欄の2、児童手当負担金については、対象となる子どもの減少から、1,220万円減の4億5,982万円を計上いたした。説明欄3、説明欄4についてはおおむね例年並みなので、省略いたす。説明欄の5、子育てのための施設等利用給付費負担金1,872万9,000円については、私学助成幼稚園の利用料や認定こども園、幼稚園の預かり保育利用料、認可外保育施設等の幼児教育・保育無償化に係る経費の国庫負担金である。補助率は2分の1となっている。
- 福祉 課長 その次、3節生活保護費負担金、説明欄1、生活保護費等負担金については、保護世帯数は増加しているが、医療費扶助、介護扶助費について減少が見込まれるため、昨年度当初予算より若干、2万7,000円ほど減額をいたしている。負担率は4分の3だ。
- 保健医療課長 2目の衛生費国庫負担金だが、説明欄1の新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金は、本年9月30日までの接種期間における国の接種費用負担分として、補助率10分の10を計上している。
- こども課長 その次、説明欄の2である。未熟児養育医療費負担金76万6,000円については、例年並みであるので、省略いたす。
- 福祉 課長 続いて、2項2目民生費国庫補助金、1節社会福祉費補助金、説明欄1、地域生活支援事業費等補助金については、地域活動支援センター事業委託料でやまびこの家の事業を地域生活支援センターはまなすへ移管したことにより増額している。次の説明欄2、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金については省略させていただく。説明欄の3、地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業補助金については、昨年度に引き続きひきこもりの相談、生きづらさを抱える方の居場所づくりの経費及び総合相談に係る経費に対する補助金を計上している。補助率については、ひきこもり相談窓口については2分の1、居場所づくり、総合相談に関しては4分の3である。説明欄の4、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金150万円は、総合支援資金の貸付けが受けられなくなった方に対し支援金を給付する事業に対する補助金である。補助率は10分の10である。以上だ。
- こども課長 次、2節児童福祉費補助金、説明欄の1、2、3についてはおおむね例年並みなので省略いたすが、説明欄の4、保育対策総合支援事業費補助金435万円については、保育園において新型コロナウイルス感染症拡大防止のために購入した衛生用品に係る関係経費や保育園職員が新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る業務に従事し

た際の時間外勤務手当等に対する国庫補助金となっている。補助率は2分の1である。以上だ。

保健医療課長 それでは、3目衛生費国庫補助金だが、説明欄2の感染症予防事業費等国庫補助金、これについては風疹の追加的対策第5期による抗体検査に要する経費に対して2分の1補助額を計上している。これは、時限的措置として令和3年度で終了予定であったが、さらに3年間延長となったものである。次のページになるが、説明欄の3及び6は省略させていただいて、説明欄の4、母子保健衛生費国庫補助金だが、内訳は、産後の母子に対する支援として令和3年度より実施の産後ケア事業に17万2,000円、県のモデル事業実施から引き続き本市の事業として実施する小児科・産婦人科オンライン相談事業に105万6,000円を計上している。補助率は、どちらも2分の1となっている。説明欄5の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金は、ワクチン接種経費のうち国庫負担金を差し引いた額を計上し、補助率は10分の10となっている。

福祉課長 3項2目民生費委託金、1節社会福祉費委託金、説明欄の1については例年どおりなので、省略させていただく。

第16款 県支出金

(説明)

保健医療課長 32、33Pになる。16款県支出金、1項1目民生費県負担金だが、説明欄1の保険基盤安定負担金は、国保の保険基盤安定繰入金の県負担分であり、内訳は保険税軽減分が4分の3、保険者支援分が4分の1である。説明欄2の未就学児均等割保険料負担金64万4,000円は、国庫支出金でご説明いたした未就学児に係る国民健康保険税均等割額の軽減措置に対する県4分の1負担分である。説明欄3の後期高齢者医療基盤安定負担金は、後期高齢者医療の低所得者に対して保険料の軽減相当額を公費で負担するものであって、県4分の3負担分である。

介護高齢課長 説明欄4、低所得者保険料軽減負担金2,208万3,000円だが、国庫支出金でも説明いたしたが、県が負担する4分の1について計上している。以上だ。

福祉課長 次の説明欄5、説明欄6については例年どおりのため、省略させていただく。次の説明欄7、8、9については、国庫負担金と同様の内容のため、説明は省略させていただく。負担率は4分の1となる。

こども課長 次、2節児童福祉費負担金、説明欄1、2、3についてはおおむね例年どおりであるので、省略いたす。説明欄の4、子育てのための施設等利用給付費負担金については、先ほど国庫負担金のほうで同様のものがあつたが、その同じ事業に対する県の負担金である。補助率については4分の1となっている。

福祉課長 3節生活保護費等負担金、説明欄の1、生活保護費等負担金については、居住地が明らかでないなどの理由の要保護者に対する県費分である。以上だ。

こども課長 その次、保健衛生費負担金の未熟児養育医療費負担金38万3,000円については、おおむね例年並みなので、省略いたす。

保健医療課長 2項2目民生費県補助金、説明欄1の老人医療費助成事業補助金は例年どおりのため、省略させていただく。

介護高齢課長 説明欄2、3、5、7については例年どおりなので、説明を省略いたす。説明欄4、高齢者向け住宅整備費補助金134万4,000円だが、令和3年度までは高齢者分と障がい者分を合わせて計上していたが、令和4年度からはそれぞれ計上している。説明

- 欄6、介護基盤整備事業費補助金9,700万5,000円だが、介護療養型医療施設転換整備支援事業として介護療養型医療施設1事業所分を計上している。以上だ。
- 福祉 課長 説明欄8から11については例年どおりである。説明欄9については、国庫補助事業と同じ内容なので、省略させていただく。説明欄の12、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化補助金については、新型コロナウイルス感染症の影響により、生活困窮者の自立支援に関する機能強化を行うために設置された令和3年度及び令和4年度限定の補助金である。補助率は4分の3だが、市負担分の4分の1に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当できるため、市の負担なく事業を実施できるものだ。以上だ。
- こども課長 その次、2節児童福祉費補助金、説明欄の1、2、3、4であるが、おおむね例年並みということで、省略いたす。
- 保健医療課長 次に、34、35Pを御覧願う。3目衛生費県補助金のうち、説明欄の1、2は例年どおりのため、省略させていただく。説明欄3の医療施設等設備整備費補助金は、病院群輪番制病院として必要な医療機器等の購入費に対するもので、補助率は3分の2である。令和4年度は、多項目自動血球分析装置1台を予定している。説明欄4の新型インフルエンザ等対策事業費補助金は、急患診療所における整備として防護服購入に対するもので、補助率は10分の10となっている。
- こども課長 その次、説明欄5、子ども医療交付金については、対象となる子どもの減によって、402万9,000円減の4,379万円を計上させていただいた。
- 福祉 課長 続いて、36、37Pを御覧ください。3項2目民生費委託金、1節社会福祉費委託金、説明欄の2、戦没者遺族等援護事務交付金については例年どおりのため、省略させていただく。

第19款 繰入金

(説明)

- 保健医療課長 それでは、40、41Pを御覧願う。19款繰入金、1項1目特別会計繰入金、説明欄1、2は名目計上のため、省略させていただく。
- 介護高齢課長 説明欄3、介護保険特別会計繰入金1,000円は、項目計上のためであり、説明は省略させていただく。

第21款 諸収入

(説明)

- 保健医療課長 42、43Pを御覧いただく。20款諸収入、5項1目民生費受託事業収入、説明欄1の後期高齢者保健事業受託収入は、後期の被保険者に対して実施する健康診査に対して、広域連合より支払われる受託料となっている。次の2目衛生費受託事業収入、説明欄1の後期高齢者一体的事業受託収入は、高齢者の保健事業と介護予防との一体的実施に係る人件費や対象経費に対して広域連合より支払われるもので、委託料となっている。補助率は10分の10となっている。
- こども課長 次の6項5目過年度収入の1節過年度収入、説明欄の2と3については、いずれも項目計上の1,000円となっている。
- 介護高齢課長 44P、45Pになる。6項6目雑入、2節民生雑入、説明欄1であるが、例年どおりなので、説明を省略させていただく。
- 福祉 課長 次の説明欄2、3、4については科目計上なので、説明省略する。

こども課長 その次、説明欄の5から説明欄の10については、おおむね例年並みであるので、説明を省略いたす。

保健医療課長 3節衛生雑入の説明欄6、7についても例年どおりのため、省略させていただく。

こども課長 説明欄の8、過年度分子ども医療費返還金についても、項目計上の1,000円となっている。

歳入

第13款 分担金及び負担金

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第14款 使用料及び手数料

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第15款 国庫支出金

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第16款 県支出金

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第19款 繰入金

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第21款 諸収入

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

歳出

第3款 民生費

(説 明)

福祉 課長 それでは、歳出の説明をいたす。84、85Pを御覧ください。3款民生費、1項1目、説明欄1、社会福祉費一般経費だが、地域福祉計画の策定が終了したことにより、委員報酬等の経費を減額いたした。また、新たに地域福祉計画審議会として、評価、進捗管理を行うための経費を計上いたしている。また、やまびこの家の閉鎖により、建物の維持管理費についてこの事業で計上している。説明欄の2、民生児童委員経費については、民生委員・児童委員の任期が令和4年11月30日までとなっているので、改選に要する経費が増額となっている。説明欄3については、省略させていただく。次のページ、86、87Pを御覧ください。説明欄の4、生活困窮者自立支援事業経費については、新型コロナウイルス感染症の影響により、相談件数の増加や相

談内容が多様化しており、専門知識を持った職員の配置が必要であるため、増額となっている。また、住居確保給付金についても増加が見込まれるため、増額の計上をいたした。説明欄の5、福祉総合相談事業経費については、ひきこもり相談窓口を総合相談係内に設置し、当事者や家族からの相談を受ける体制を整備いたしている。また、法律相談では成年後見制度関連の相談枠を追加いたした。以上だ。

介護高齢課長

説明欄6、介護職員人材確保推進事業経費283万1,000円のうち運転業務委託料6万6,000円だが、ハローワークと共催事業になるが、高校生向け介護施設職場見学ツアーとして、就職を希望する高校生、介護職に興味のある高校生を対象に介護施設を見学してもらい、将来の就労につなげる事業である。その事業のマイクロバスの運転手2名分の運転委託料になる。介護人材確保推進事業給付金200万円だが、介護福祉士、介護支援専門員または社会福祉士のいずれかの資格を有した、大学、専門学校等を卒業し、新たに市内の事業所に勤務した方、また資格を有する方で、他市の介護事業所から市内の事業所に新たに勤務した人に3年以上継続して勤務することを条件に、1人につき20万円を支給するものに加え、令和4年度は介護福祉士、介護支援専門員または社会福祉士のいずれか（ 部分は24頁に発言訂正あり）の資格を取得した者や介護職員実務者研修修了者、介護職員初任者研修受講者についても新たに給付金を支給することで介護職員のキャリアアップに対する意欲向上を図る。次に、介護職員等キャリアアップ支援事業費補助金76万5,000円だが、介護事業所の職員のキャリアアップのための研修または資格取得の費用について助成を行うもので、1法人10万円を限度に費用額の3分の1を助成するものだ。説明欄7、市民後見推進事業経費251万2,000円だが、市民後見人養成講座修了者を対象としたフォローアップ講座を行い、修了者のモチベーション維持を図る。また、市民後見人養成講座修了者が市民後見人として単独選任されるまでの経験を積むため、社会福祉協議会に委託する。以上だ。

福祉課長

説明欄の8、社会福祉協議会助成経費については、今まで事業費補助として心配ごと相談事業と地域福祉サービス事業を実施するために計上していた。また、運営費補助として、人件費について補助していたが、それに加えて、事務所が村上高等職業訓練校に移転することから、施設の維持に係る光熱水費等の一部を補助するものだ。説明欄の9、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業経費については、緊急小口資金、総合支援金の貸付けが受けられなくなった世帯に対し、支援金を給付するもので、5世帯分を見込んでいる。ただし、すみません、この後令和4年度の補正予算（第1号）が出るが、そこで増額の要求をしている。続いて、説明欄の10、障害福祉費一般経費については、新たに軽・中等度難聴者補聴器購入費助成費を計上したことによる増額である。これについては、身体障害者手帳の対象とならないレベルの難聴の方に対し、補聴器の購入費を助成するもので、生活保護、非課税世帯では10分の10、上限5万円、その他では2分の1の補助となる。医師の意見書、また見積書の添付が必要となる。続いて、次のページ、88、89Pになる。説明欄の11、地域生活支援経費、地域活動支援センター事業委託料でやまびこの家の事業を地域生活支援センターはまなすへ移管したことにより増額となっている。その他例年どおりの委託料、給付費などを計上いたした。説明欄の12、基幹相談支援センター経費、障がい者の相談窓口を一本化し、総合的かつ専門的な支援を行うことを目的に村上岩船福祉会と責善会に委託し、4月1日から開設いたす。場所は市役所1階、開設日、時間については市役所の開庁日と同じである。人員体制

は、各法人から相談支援専門員を2名ずつ、市の職員2名で合計6名で実施いたす。次の説明欄13については例年同様なので、省略いたす。説明欄の14、障害者自立支援経費については障害福祉サービス費及び障害児通所支援サービス費で、昨年度事業所が開設されたことにより利用者の増加が見込まれるため、増額となっている。説明欄15から17については例年同様なので、省略いたす。次のページ、90、91P、説明欄18から20についても省略させていただく。以上だ。

保健医療課長 それでは、説明欄22、国民健康保険特別会計繰出金については、国保特会でご説明いたした歳入7款の一般会計繰入金額と同額を繰り出すものであって、未就学児均等割保険料の繰入れ分が新たに追加となっている。

福祉 課長 説明欄23については職員人件費である。職員8人分を計上している。

介護高齢課長 2目社会福祉施設費であるが、説明欄1、ゆり花会館運営経費2,161万3,000円は指定管理料になる。説明欄2、福祉の森経費は例年どおりなので、省略いたす。次に、92P、93Pを御覧ください。3目老人福祉費、説明欄1、老人福祉費一般経費3,507万7,000円だが、長寿祝金、敬老会関係の費用を計上している。説明欄2、生きがい活動支援経費403万6,000円だが、令和3年度と比較して11万5,000円の減額となっているが、荒川高齢者生きがいセンターの廃止によるものだ。説明欄3から4は例年どおりなので、省略させていただく。説明欄5、避難行動要支援者支援経費394万1,000円だが、避難行動要支援者名簿の外部提供の同意確認、個別避難計画作成を進めるための講演会講師謝礼や福祉専門職への個別避難計画作成委託料などを計上している。なお、この経費は令和3年度までは高齢者生活支援経費に計上していたが、令和4年度から新たに避難行動要支援者支援経費として計上している。説明欄6、介護支援経費は例年どおりなので、省略いたす。説明欄7、高齢者生活支援経費2,871万5,000円だが、各種高齢者支援事業の関係経費を計上しているが、主なものについて説明いたす。93Pの下から2行目だけれども、緊急通報システム運營業務委託料443万6,000円だが、この事業は高齢者等が急病その他の緊急時に迅速な対応ができるよう、高齢者に緊急通報装置を貸与する事業である。令和3年度から、要配慮者に該当しない65歳以上の単身高齢者及び高齢者のみ世帯の方へ対象を拡大したが、今年度の実績により減額している。また、現在は固定電話をお持ちでない方は利用できないが、令和4年度からは携帯電話での利用も可能となることから、その経費も見込んでいる。94、95Pを御覧ください。上から11行目になるが、日常生活用具給付費34万5,000円である。この事業は、支援が必要な高齢者に対し、火災報知器等の日常生活用品を給付する事業であるが、緊急通報装置の給付を加え、事業の拡充を行う。緊急通報システム事業については協力員の2名の登録が必要だが、この事業は緊急通報装置を給付するものであり、通知先はコールセンターではなく、家族等事前に登録した方に通報されるため、協力員は不要になる。

保健医療課長 説明欄8の老人医療費助成経費については例年どおりのため、省略させていただく。

介護高齢課長 説明欄9、老人保護措置経費1,939万8,000円だが、入所判定委員会委員報酬と胎内やすらぎの家の入所者6名分になる。

保健医療課長 説明欄10の後期高齢者広域連合負担金であるが、県後期高齢者広域連合負担金は県広域連合の運営に係る構成市町村の負担金となっている。その下の県後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金、これについては後期高齢者医療制度の財源であって、医療費の12分の1の定率の市町村負担分である。このたびは診療報酬の改定と10月から開始の2割負担導入という制度改正等などにより、1人当たり医療給付費

の伸び率をマイナス算定したことにより、前年度より2,314万9,000円の減少となっている。

介護高齢課長 説明欄11、介護療養型医療施設等転換整備支援事業費補助金だが、歳入において説明したとおり、介護療養型医療施設1事業所への補助金として9,700万5,000円を計上している。説明欄12は例年どおりなので、説明を省略させていただく。

保健医療課長 説明欄13の後期高齢者医療特別会計繰出金は、後期特会でご説明いたした歳入3款の一般会計繰入金と同額を繰り出すものである。

介護高齢課長 説明欄14、15も例年どおりなので、説明を省略させていただく。4目老人福祉施設費であるが、各施設の指定管理料等を計上させている。説明欄1、次の96、97の説明欄2、3及び5は例年どおりであるので、省略させていただく。説明欄4、ふれあい羽衣経費1,370万2,000円であるが、指定管理の更新により指定管理料は前年度より29万2,000円の増額となっている。説明欄6、老人介護施設経費2,223万円は、デイサービスセンターの不時修理工料として100万円、指定管理料については上海府デイサービスセンター分779万9,000円、工事請負費としてデイサービスセンター新きわなみ荘及び山辺里デイサービスセンターのボイラー取替え工事費用1,343万1,000円である。説明欄7、臨時経済対策事業経費670万円だが、老人福祉センターあかまつ荘のボイラー取替え工事による経費である。以上だ。

こども課長 同じページの下の方になるが、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、説明欄の1、児童福祉費一般経費である。主なものとしたしては、5行目の神納東小学校跡地利用基本設計業務委託料522万5,000円であるが、これは旧神納東小学校校舎の活用を検討するために基本設計業務を委託する経費として計上させていただいた。また、7行目の保育士資格取得支援補助金については、現在保育園等に勤務する方で保育士資格を持っていない方々に保育士の資格を取得していただきたいと思って、その取得に要した費用を補助するというものである。補助率は2分の1となっている。次、98、99Pになる。説明欄の2、家庭児童相談経費であるが、こちらは相談員2人分の報酬及び期末手当等を計上している。6行目の育児・家事援助委託料については、適切な養育の実施が難しい要保護、要支援児童宅へヘルパー等が訪問し、具体的な家事援助や育児支援を行う事業であって、1時間単価2,000円、5世帯2時間が5日ということで10万円を見込んで計上いたした。説明欄の3、児童虐待・DV対策等総合支援事業経費179万5,000円であるが、こちらについては家庭児童相談室の事務補助の報酬及び期末手当等を計上している。次の説明欄4、ことばとこころの相談室経費については、療育指導員3人と療育指導助手2人の報酬それから期末手当等を計上している。次の説明欄の5、子育て事業関連計画策定経費については、子どもの貧困対策計画策定のため、令和4年度は会議を4回ほど予定している。そのための経費といたして363万7,000円、コンサル委託料が中でも金額的には多い313万5,000円となっている。また、同会議のアドバイザーとして学識経験者、大学の教授などをお願いしているわけだが、お二人の謝礼なども計上している。

福祉課長 続いて、説明欄の6については例年同様なので、省略いたす。

こども課長 説明欄7については、職員人件費ということで省略いたす。次の100P、101Pになるが、ことばとこころの相談室職員人件費についても、職員人件費ということで省略いたす。次、2目母子父子福祉費の説明欄の1、ひとり親家庭等医療費助成経費3,300万9,000円については、令和3年度の実績の見込みなどによって、前年度より204万5,000円少ない3,300万9,000円を計上したところである。対象世帯といたして

は、令和4年の見込みが408世帯、令和3年の同時期だと431世帯だったので、減少しているという状況だ。説明欄の2、児童入所施設措置経費については、令和3年度の母子生活支援施設の入所実績等の見込みにより295万5,000円を計上いたした。説明欄の3、児童扶養手当経費については、令和3年度の実績などの見込みにより914万2,000円減の1億9,099万9,000円を計上させていただいた。説明欄の4、母子家庭等対策総合支援事業経費については、前年並みの260万円の計上である。次、3目児童措置費の備考欄1、保育園運営経費については8,930万5,000円増の11億3,954万4,000円を計上いたした。主なものといたしては、保育園の会計年度任用職員に係る報酬が2,203万5,000円増の3億2,424万円、次のページになる、102それから103Pになるが、あらかわ保育園、向ヶ丘保育園、みのり保育園に係る指定管理料が3,289万4,000円増の5億327万4,000円、それから保育園の設備等の改修として工事請負費に1,316万7,000円を主なものとして計上させていただいた。次の説明欄の2、通園バス運行経費4,578万2,000円については、バス12台分の運行経費となっている。次の説明欄3、子育て支援センター事業経費については、150万5,000円増の2,431万1,000円を計上いたした。主な増加理由といたしては、令和3年10月から新たに始めたファミリーサポートセンター利用補助制度、この補助金132万円が増えているものである。次、104、105Pをお開きください。説明欄の4、子育て世代包括支援センター事業経費については、これは妊娠期から子育て期まで切れ目のない包括的な支援を推進するため、令和3年度から実施している。こちらは保育士資格のある会計年度任用職員1名分の人件費が主な経費となる。このほか保育士の職員を1名配置しているものである。説明欄の5から説明欄の9までについては、おおむね例年並みであるので、省略させていただく。説明欄の10、病児保育事業経費については、むらかみ病児保育センターとあらかわ病児保育センターの指定管理料のほか、あさひ病児保育室に対する事業費補助金を計上いたした。前年度よりも163万1,000円増の4,568万円を計上いたしている。106、107Pにわたるのだが、105Pの一番下、説明欄11、子育てのための施設等利用給付事業経費については、私学助成幼稚園の利用料や認定こども園、幼稚園などの預かり保育、それから認可外保育施設等の幼児教育・保育無償化に伴う利用料への給付に必要な経費となっている。こちらは3,745万8,000円を計上いたした。107P、説明欄の12になる。私立幼稚園運営経費である。これは、私学助成を受ける新制度未移行幼稚園に係る経費となっている。実費徴収に係る補足給付事業補助金については、幼稚園での実費徴収となる食材料費のうち、一定の基準を満たす園児の保護者に対し、おかずやおやつなどの副食費の一部を助成するための経費といたして194万4,000円を計上している。説明欄の13、新型コロナウイルス感染症緊急対策経費については、感染症対策のため、修繕料としてトイレの改修、換気のためのエアコン、換気扇、網戸の改修などで100万円を、それから工事請負費としてはトイレの改修、換気のためのエアコンの設置、手洗いのための水栓の改修など640万円を計上している。説明欄の14、児童手当等支給経費については、支給対象児童数の減により、前年度よりも1,620万2,000円減の6億6,648万1,000円を計上いたした。説明欄の15と説明欄の16については、人件費ということで省略させていただく。次の4目学童保育費、説明欄の1、学童保育経費については、前年度と比較いたして748万8,000円増の1億2,700万4,000円を計上いたした。主な内容といたしては、学童保育所のパソコン、インターネット環境整備費用457万6,000円を計上いたした。こちらWi-Fi設備などを整えることにより、学

童保育所を利用する児童の学習環境の充実を図ることとしている。GIGAスクールとかでタブレットを普通に持つことになっている。学童保育所で宿題などすることもよくあるものであるから、環境を整えないと子どもたちが困るということになって、今回計上させていただいた。次、108、109Pを御覧ください。5目の児童福祉施設費、説明欄の1、屋内遊び場経費4,346万9,000円である。こちらは、このたび設置条例案を上程している村上市屋内遊び場の運営に関する経費となっている。人件費や光熱水費などで866万2,000円を計上するほか、遊具の充実として消耗品や備品購入費で243万4,000円を計上している。また、工事請負費については木製遊具の設置経費とか施設の設備の充実を図るための工事の経費を計上しているものである。説明欄の2、児童遊園施設経費については、測量設計等委託料としてプールの解体工事設計委託料及び工事請負費でプールの解体工事を計上いたした。これらでこの2つ、542万9,000円の計上となっている。

福祉 課長

続いて、3項1目生活保護総務費、説明欄の1、生活保護経費だが、レセプト管理システムの更新を機にセキュリティーの強化と業務の軽減のため、クラウド化に移行するための経費、ケースワーカーの安全のために見守り機器と警備員派遣の費用を計上いたしたことから、174万9,000円の増額となっている。次のページの110、111Pの説明欄の2、生活保護総務費職員人件費は職員7人分の人件費である。続いて、2目扶助費、説明欄の1、生活保護扶助費については、昨年度の実績や生活保護受給世帯の動向を勘案し、計上いたした。昨年同月と比較して26世帯、33人増加しているが、金額では増額となっていない。要因としては、医療費扶助に関し、新型コロナウイルス感染症の影響による受診控えや、特に入院に至る方が減少しているものと考えられる。そのほかにインフルエンザの流行もなかったことも考えられている。令和4年2月現在、492世帯、634人である。次の4項1目災害救助費、説明欄1については説明を省略させていただく。

分科会長（長谷川 孝君） 暫時休憩を宣する。

（午後 2時16分）

分科会長（長谷川 孝君） 再開を宣する。

（午後 2時29分）

第4款 衛生費

（説明）

保健医療課長

では、よろしくお願います。110、111Pをお願いいたします。4款衛生費、1項1目保健衛生総務費、説明欄1の保健衛生総務経費であるが、前年度から変更となったものとしたしては、次の113P中ほどの公的病院等運営費補助金1億2,347万8,000円の計上であるが、救急医療の確保及び地域医療の充実を図るため、公的病院等に対し運営費として交付するもので、令和4年度から瀬波病院が介護医療院へ転換のため、対象の医療機関は村上総合病院のみとなる。財源は、8割が特別交付税となっている。次に、3つ下になるが、令和4年度からの新たな医師確保策としての臨床研修医確保支援事業補助金730万円だが、昨年全員協議会のほうでご説明させていただいた補助金で、基幹型臨床研修病院である村上総合病院に交付いたします。予算は、海外留学支援1名分を含む募集枠4名分の支援額を計上いたした。次の説明2と3は、

- 例年どおりのため、省略させていただく。
- 福祉 課長 続いて説明欄の4、精神保健経費、岩船地域精神障害者家族会連合会が解散したことにより減額となっている。以上だ。
- 保健医療課長 説明欄7の保健衛生総務費職員人件費は、人件費のため省略させていただく。続いて、2目予防費、説明欄1の生活習慣病予防対策経費であるが、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に係る事務補助員報酬130万8,000円や保健師報酬221万8,000円などの経費を計上したほか、次のページ、115Pになるが、健康診査委託料9,360万円には、がん検診等業務委託料として6,742万2,000円、付加健診、後期高齢者健診委託料として2,199万5,000円、胃がんリスク検診業務委託料367万6,000円などが含まれている。説明欄の2は、例年どおりのため省略させていただいて、説明欄3、予防業務経費であるが、風しん追加的対策予防接種等委託料728万8,000円は、風疹の追加的対策として、一定年齢の成人男性を対象に抗体検査及び予防接種を実施するもので、時限的定期接種として令和3年度で終了予定であったが、さらに3年間延長となったもので、経費を計上している。乳幼児・児童生徒予防接種委託料の8,781万8,000円は、予防接種法に基づく定期予防接種の実施に係る委託料となる。令和4年度から子宮頸がんワクチンの積極的勧奨等により、接種者の増加分を見込んでいる。説明欄の4は省略させていただく。説明欄の5、新型コロナウイルスワクチン接種事業経費については、新型コロナウイルスワクチンの円滑な実施に向け、現在の接種期間である9月30日までの接種事業に必要な経費を見込み、計上いたしている。次のページになるが、116、117Pになる。説明欄6の新型コロナウイルス感染症緊急対策経費については、市管理施設での感染が確認された場合に実施するPCR検査に必要な経費を計上いたした。
- こども課長 次の説明欄の7、子どもの医療費助成経費については、対象者が減っていることによって、前年度より197万3,000円減の1億3,593万1,000円を計上いたした。
- 福祉 課長 次の説明欄8については、例年同様なので、省略いたす。
- こども課長 次の説明欄の9、未熟児療育医療給付経費については例年並みであるので、省略いたす。
- 保健医療課長 説明欄10の母子保健経費であるが、2つの新規事業を計上している。下から3番目の小児科・産婦人科オンライン相談事業委託料211万2,000円は、ヘルスケアICTを活用して妊娠期から学童期まで切れ目のない支援を行うため、現在県のモデル事業として実証実験中の専門医によるオンライン相談サービスを市の新規事業として継続するため計上いたした。また、次のページになるが、妊娠を望む方への新たな支援として不育症治療費助成金100万円を計上している。次の予防費については、人件費のため、省略させていただく。すみません、大事なのを忘れた。118、119P、説明欄11を飛ばして申し訳ない。説明欄11、妊産婦の医療費助成経費についても、子育て支援の新規事業として妊産婦の医療費の一部助成に係る経費を計上している。次の説明欄12が人件費のため省略させていただいて、続いて120、121Pになる。御覧ください。5目の保健衛生施設費、説明欄1の保健衛生施設経費については、朝日保健センターの維持管理に係る経費を計上いたしている。続いて、次の122、123ページになるが、7目診療所費、説明欄1の急患診療所経費であるが、消耗品費22万6,000円には歳入でご説明いたした新型インフルエンザ対策事業の防護服25セット、9万9,000円が含まれている。耐用年数経過のため、入替えをするものである。医薬材料費132万円は、コロナ禍による患者数減少を見込み、前年度より減額してい

る。医師当番管理等委託料1,702万7,000円は、急患診療所に従事していただく医師の報酬等である。説明は以上だ。

第2条「第2表 債務負担行為」

(説明)

こども課長 それでは、7Pを御覧ください。2段目、保育園職員腸内細菌検査業務委託料、それから3段目、保育園通園バス運転業務委託料、いずれも年度の4月から事業始まるものだから、2行目の腸内検査委託料だと3月中の契約、それからバスの運転業務委託料だともう少し早くて12月の契約ということで準備を進めている必要がある。債務負担行為をお願いするものである。以上だ。

歳出

第3款 民生費

(質疑)

鈴木いせ子 P87の一番下段になるけれども、軽・中等度の難聴者の補聴器購入費助成費とあるけれども、今はある程度の年齢に達すれば、全ての人がこの機械が必要になってくるように思うのだけれども、どのような方法で助成金がもらえるというか、いただけるというか、そういうふうなのはどのようにすればいいのか。

福祉課長 これについては、まずお医者さんにかかって、聴力を測ってもらう必要がある。その上で40デシベル以上となった場合には補助の対象となる。70デシベル以上になると、今度身体障害者手帳の対象になるので、そうなる対象外となるので、身体障害者手帳まではいかないのだけれども、ちょっと聞こえにくいとか難聴という方に対しての補助になるので、まずはお医者さんに行って、聴力を測っていただいて、その上で医師の意見書、それから補聴器を買う業者の見積書をつけて、市のほうに申請をしていただくということになる。

上村 正朗 それでは、大分あるのだけれども、まず1つ目、87Pの説明の一番上の5、簡単なほうからだ。拠点づくり等委託料というのは、内容は何だったっけ。

福祉課長 今も実施しているが、生きづらさを抱えた方の居場所づくりということで、みつばを社会福祉協議会と一緒に開設しているが、その経費である。

上村 正朗 それでは、同じところの7の市民後見推進事業経費なのだけれども、市民後見人の養成は数年前からやっていると思うけれども、今までの実績というか、市民後見人、何人育成して、その中で実際成年後見やっている人が何人というのをちょっと年度別にお問い合わせしたいと思う。

介護高齢課長 令和3年度は12名の方が受講されて、最終選考で11名の方が残っている。そして、現在市民後見を受任されている方は今のところはまだいない。

上村 正朗 すみません、令和3年から始まったのだったっけ。

介護高齢課長 令和2年度から始まって、令和2年度は10名の方が最終選考だ。

長谷川分科会長 令和2年が10名で、令和3年が・・・

介護高齢課長 11名。

(「成年後見の実績は」と呼ぶ者あり)

介護高齢課長 受任された方はまだいない。

上村 正朗 令和4年度の育成見込みというのは何人なのだろうか。

介護高齢課長 令和4年度は市民後見養成講座は実施せずに、令和2年、令和3年度に最終選考で

市に名簿登録された方の育成ということで、そちらのほうを行う。

上村 正朗 法人後見のほうとダブるのではないかなと、ちょっと重なる部分も質問の中にあるかもしれないのだけれども、市民後見人を成年後見人に選任するというのは、家裁、非常にやっぱりハードル高いと思うのだよね。市民後見人の育成というのは私も大事なことだと思うけれども、実績がゼロ、ゼロということは、やっぱりどうなのか。市民後見人にふさわしい案件が出なかったのか、それとも何か別の要因があるのか。結局予算使って育成しても、本来の任務というか、業務に就く人がゼロ、ゼロだったわけなので、その辺をどういうふうに分析されているのか。

地域包括支援センター長 委員おっしゃるとおり、市民後見人には、家裁のほうでは、養成講座を修了したからといって、単独選任されることはまずない、県内の事例を見てもないようだ。それで、今年から市民後見人の単独選任を目指して、法人後見事業所の法人後見支援員という後見事業を経験する場を積んでいただいて、そのための委託料がこちらに載っている事業費となっている。その後にもやはり法人後見支援員だけでは駄目で、その後に後見監督人とか保佐人をつけた段階でもう一年とかもう二年とか経験を積んでいただいて、その先に市民後見人の単独選任があるということで家裁のほうからもアドバイスを受けて、単独選任を目指して段階を積んでいただきための事業費を今年度から計上している。以上だ。

上村 正朗 それで、私も去年、おとししからかな、気になって見ているので、今年になって言うのもあれなのだけれども、家庭裁判所のハードルが高いというのは最初から分かっているというか、市民後見人を選任しないというのはある程度常識的なことだと思うので、本来だとやっぱり最初から来年度と同じような体制を取っておく必要があったのではないかなという気がするけれども、せっかく2年度にたっても、私もそうだけれども、やらないともうかなり忘れてしまうので、その辺令和4年度の事業を実施すれば、それでもなかなか厳しいわけだね。いつぐらいに予算で育成した効果が出るというふうに考えているのか、もう一度お聞かせいただければと思う。

地域包括支援センター長 最低でも2年はかかると思っている。単独選任されるまでには、最短でも2年以上はかかるのではないかというふうに見込んでいる。その間名簿登録していただいた方についても、意識というか、せっかく学んだ技術を生かすためにもフォローアップ講座というものも実施して、モチベーションの維持を図っていきたくて考えている。以上だ。

上村 正朗 では、今のところはそういうことで、ぜひ最短でお願いしたいと思う。続いて、11番の地域生活支援経費のほうで幾つかお聞かせ願いたいものだけれども、89Pの上から3行目の成年後見制度法人後見支援事業報償というのは、これ社会福祉協議会がやっている法人後見制度に対する何か補助というか、そういうことなのだろうか。

福祉政策室副参事（鈴木） こちらの経費については、おっしゃるとおり法人後見をされている、現在だと村上市社会福祉協議会のほうへの研修事業、また新たに法人後見事業を始めたいという方、法人についての研修費用として講師謝礼を見込んでいる。

上村 正朗 社会福祉協議会でやっている法人後見の実績というのは、何人ぐらい今やっているのだろうか。

福祉 課長 確実な数字今ちょっと失念しているのだが、大体10件ぐらい受け持っている。

上村 正朗 了解した。10件であれば、頑張っていらっしゃるなと思う。続いて、そのずっと下の相談支援事業委託料というのは、今まで浦田とかはまなすにやっていた分かなと思うのだけれども、これはどこに予定しているだろうか。

福祉 課長 相談支援事業の240万円だが、これまで浦田の里、それからはまなすのほうに委託していたが、基幹相談支援センターができたことによって、そこで受け持っていた一般相談については基幹が担当すると。その先を見据えて、障がい者の生活支援拠点の整備をしなければならない関係で24時間365日の相談体制を整えなければならないということで、夜間と休日の相談受付をまた浦田の里とはまなすのほうに委託をする予定でいる。

鈴木 好彦 85Pをお開きいただけるだろうか。説明欄の1の下のほうから2つ目の遺族会補助金というのがある。各遺族会、今までだと慰霊祭というものを行ってきていたのではないかなと思うのだけれども、コロナ禍でここ二、三年開けていない状況なのだよ。補助金というのは、これ渡し切りなのか、それとも実績に応じてやっているものなのだろうか。

福祉政策室長 実績に基づいてやっている。

鈴木 好彦 そうなると、これコロナが終わったらまた復活してきて、また膨らんでくるということがあるかと思うが、その辺十分に酌んでおいていただければと思う。

福祉政策室長 了解いたしました。

鈴木 好彦 それでは、次の87Pちょっとお願いできるだろうか。先ほど上村委員からもちょっとお話あったのだけれども、拠点づくり等の問題なのだけれども、施政方針の中に老人のための通いの場というものがうたわれていたと思うのだ。これはこの事業の中、この予算の中での通いの場づくりというのが実現されていくものなのだろうか。

福祉 課長 この事業に関しては、高齢者の通いの場ということではなくて、生きづらさを抱える方が少しでも家から出て、外の社会との接点を持とうということでの拠点となるので、特に年齢制限等は設けていない。

鈴木 好彦 では、次の別件に行く。同じページの説明欄8の中に社会福祉協議会の経費が載っているけれども、やはり施政方針の中で市と社会福祉協議会が連携する中核機関を開始するという説明があったかに思うけれども、これはこの中で行われていくものなのだろうか。

福祉 課長 中核機関に関しては、成年後見制度の中の一つの事業になるので、今社会福祉協議会の助成経費の中にその経費というものは見ていない。

鈴木 好彦 そうすると、内容についてここでは聞けないということでもいいか。説明求められるものか。施政方針の中にもうたわれているやつの、市と社会福祉協議会の関わりについてどういふものかという質問というのは、これはできないものなのだね。

長谷川分科会長 でも、社会福祉協議会の予算あるから、いいのではない。

鈴木 好彦 それでは、分科会長からお許し得たので、内容についてちょっと具体的にお話しただけか。

福祉 課長 中核機関の内容ということだろうか。

鈴木 好彦 市と社会福祉協議会が連携する中核機関だ。どういうイメージで展開されるのかということだ。

福祉 課長 中核機関に関しては、成年後見制度の中で、地域連携のネットワークの中核となる機関というふうに位置づけられている。中核機関の4つの機能というものがあって、1つは広報、2つ目が相談、3つ目が制度利用促進、4つ目が後見人支援ということで、この機能をするのが中核機関というふうに位置づけられている。これを市と社会福祉協議会でそれぞれというか、一緒になってこの4つの機能を果たしていきましょうということで施政方針のほうに表現をさせていただいた。

- 鈴木 好彦 ありがとうございます。仕事の内容は今説明いただいて分かったのだが、中核機関というのはどの辺に位置するものなのか。
- 福祉 課長 中核機関として例えば事務所的なものというか、そういうものはない。要は市と社会福祉協議会が協力してやりましょうという一つのネットワークの中核的というか、中核を指すものという形になる。
- 鈴木 一之 97Pの児童福祉費一般経費の中で、神納東小学校跡地利用基本設計業務委託料ということで計上されておるのだが、跡地利用ということであって、ちょっと副市長にお伺いさせていただきたいと思うのだが、子育て支援センターとか、そういったところも今度老朽化していて、神納東小学校のところにもこれから考えているということであるのだが、複合施設的なもので子育て支援に関する民間の事業所等々と障がい者福祉とか、そういうところからの参入、参画、そしてそういったことも念頭に置いてあるのだろうか。聞かせてください。
- 副市長 旧神納東小学校については、いよいよ本年4月1日から屋内の遊び場ということでオープンするわけである。当初から何回か申し上げているけれども、あそこについては子育て支援を一環とした施設にまず充実をさせるというようなことで、先ほど課長からも説明あったように、やはり子育てに特化した、そういったものを今後どうあるべきかということを経営料の中にそれをしっかりとしたものとして作り上げていくために予算計上させていただいたということであるので、今副分科会長さんがおっしゃるようなことも併せてその中で検討されるものというふうに認識をしている。
- 鈴木 一之 せっかくそういうことであって、拠点づくりの中の一環として幅広く事業所関係とか、お互いのやっぱりそういうところにも公募をしたような形の中でそういう話になっていくところに対しては門戸を広げていただいて、拠点の一つとして生かしていただければと思うので、よろしく願いいたします。
- 上村 正朗 それでは、89Pの説明欄の12の基幹相談支援センターなのだけれども、民間の方が4人、市の職員の方が2名ということなのだけれども、全体の組織のイメージとしてはセンター長が市の職員だとか、そういうところをちょっとまず教えていただきたい。
- 福祉 課長 今ほどおっしゃられたセンター長は、市の職員を考えている。市職員2名については、センター長として係長クラスを1名、それから会計年度任用職員を1名ということになる。ただし、これ業務委託になるので、相談支援専門員に対してセンター長が指揮命令することはできないので、そこは話合いというか、仕様書の中でしっかりうたっていきたいと思っている。
- 上村 正朗 分かった。あとセンターの通称というか、愛称みたいなのは考えていらっしゃるだろうか。
- 福祉 課長 今のところ考えていない。
- 上村 正朗 分かった。あと予算のあれを見ると、例えば研修の費用経費とか、そういった事業経費みたいなものがないような気がするのだけれども、事業委託料の中か何かに入っているのだろうか。
- 福祉 課長 相談支援専門員が参加する研修については委託料の中に入れてあるし、各法人で対応していただくこととなっている。市の職員に関しては、市が実施する研修等に随時参加していただければと思っている。
- 上村 正朗 という内容ではなくて、センター主催の研修みたいなものは考えていらっしゃるな

いのだろうか。

福祉政策室副参事（鈴木） 委員おっしゃられた事業的な研修については、基幹相談支援センターのほうで村上・岩船地域の自立支援協議会、村上市が事務局となっているのだが、その機能も基幹相談センターのほうで行うものだから、例えば子ども部会の発達障がい研修会だとか、権利擁護部会での虐待とか差別とか、差別解消とか、そういう研修のほうは地域生活支援経費の中の自立支援協議会の事務事業として行う予定だ。

上村 正朗 分かった。では、次、91Pのほうなのだけれども、例年並みということで、福祉課長の説明を飛ばした20の障害者福祉団体助成経費なのだけれども、手をつなぐ育成会と身体障害者団体連合会の補助金で額が違うのだけれども、この28万6,000円と94万3,000円の積算というか、それはどういう根拠なのだろうか。

福祉政策室長 各それぞれの団体の事業の中のもので助成しているので、各団体から交付の申請をいただいて、どれぐらいの補助金が必要なかというところを精査して補助している。

上村 正朗 そうすると、予算の編成方針の中で各種補助金については事業費補助を原則としなさいということで予算の編成方針が立ててあると思うのだけれども、款はちょっと次の款になるけれども、精神障がい者の家族会も同じような中身だと思うけれども、事業費補助的なものだという、内容的にはそういうことで理解してよろしいだろうか。

福祉 課長 そのとおりだ。

上村 正朗 では、そういうことで理解させていただいた。あとは、障がい者福祉団体というのは恐らくこの3つだけではないと思うのだ。これ昭和の時代の3団体だと思うので、かなり自主的に当事者が頑張っているところもあると思うし、発達障がい者の親の会もできる、それからペアレントトレーニングの卒業者が自主的にやっているとか、いろんな障がい福祉団体というのはできていると思うので、そこを対象にしていくとかいうのが必要だと思うのだけれども、その辺のお考えをお聞かせください。

福祉 課長 確かに最近障がい者団体いろんなのができてはきてはいるのだが、ただ全部を私も把握できかねるので、今後新たな団体に対する補助というものについては検討していかなければならないかなとは思っている。

富樫 雅男 次の93P、一番下のほう、緊急通報システム、先ほど非常にありがたいお話で、スマホでも使えるようになるというお話だったけれども、これは4月からもうそういうふうになるわけか。

高齢者支援室副参事 4月から使えるようにはなる予定ではあるのだけれども、今までの既存の緊急通報システムについては固定電話の回線を利用するものということで行っていたが、中には例えば固定電話がないというお宅というのが今だんだんこのご時世にあるのかなというところもあったので、固定電話ないとシステムつけられないというのはちょっとうまくないなというところで委託業者といろいろ調整をしながら、来年度から運用できるよという形にはなったのだけれども、でも基本的には固定電話回線を使ったシステムを設置するというスタンスでいきたいというところを考えている。というのは、携帯電話回線だと地域によってはなかなかつながりにくいくい状況になったり、そういったところがあるものだから、固定電話がある場合については固定電話の回線のほうがもう間違いなく通信できるというところがあるので、基本的には運用としては基本固定電話あるお宅については固定電話回線を使わ

せていただくシステムを提供するという形で考えていて、もし固定電話回線がないといった場合について、携帯電話の回線を使ったものを設置するというようなやり方で考えている。

富樫 雅男 それで、もう一つ、まだお年寄りガラケーを使っている人というのもいるわけだけれども、それにも対応しているものなのか。

高齢者支援室副参事 携帯電話回線を利用するという機器にはなるのだけれども、基本利用者さんの携帯電話を使うわけではなくて、設置する機械がもう携帯回線を使っているという機器になる。なので、電話が何であろうと大丈夫だ。

上村 正朗 それでは、97Pの1の児童福祉費一般経費の中の保育士の資格取得の関係なのだが、先ほど課長、保育園等に勤務されている方という言い方をしていたと思うのだけれども、等というのはどういったものが考えられるのだろうか。

こども課長 イメージとして、保育園というと市営の保育園であろうかと思うけれども、民間のこども園それから小規模保育事業所、そういったところにお勤めの方も制度利用していただけるので、そのような表現いたしました。

上村 正朗 先日ファミリーサポートの関係の提供会員さんのほうがこの資格取得の対象になるといいけれどもなという話があったのだけれども、その辺まで広げて使えるということはないのだろうか。

こども課長 今のところ、現在保育園などにお勤めの方で保育補助的なお仕事をされている方が保育士の資格を取得して、さらに取得後も、今まで勤めていたところでもいいし、市内の保育施設でお勤めいただくということを前提に補助させていただくというふうな制度になっている。まだその外までさらに広げるというふうなところは検討していないが、もし好評になってきて、広げるような必要性があるとなれば、そういったこともしていきたいと思う。そこまで広がると逆に本当にうれしいなというところなのだけれども、現状では保育施設に勤務されている方の範囲である。

上村 正朗 ありがとうございます。では、次、99Pの5番の子育て事業関連計画策定経費の子どもの貧困対策計画の策定の関係なのだけれども、4回の委員会というか、子ども・子育て会議なのだろうか、4回ということなのだけれども、スケジュール的には何月から始めて、最終というか、素案ができるのが大体何月ぐらいとかという、もし見込みが今お話ができれば、ちょっとお聞きしたいのだけれども。

子育て政策室長 会議のスケジュールについては、今月の25に開催する令和3年度第3回の子ども・子育て会議の中で諮る予定となっている。その中で具体的に5月に開催とか、協議をさせていただくような形になるけれども、大体12月ぐらいにパブコメが実施できるような状態で、1月に計画案が策定できればいいというふうに事務局のほうでは考えている。

上村 正朗 ありがとうございます。4回、私もぜひ傍聴させていただこうと思うのだけれども、事前になるべく早くホームページでいつ会議やるのかというのを広報していただきたいということと、昨日も同じようなことをお願いしたのだが、資料の配布であったり、あと会議録、どこまで、概要なのか逐次なのかは別としても、そういったこともしっかりぜひ、やっぱりかなり子どもの貧困対策は皆さん関心ある方もたくさんいらっしゃると思うので、その辺市民に対する公開というところもちょっと考えていただければと思うのだけれども、いかがだろうか。

こども課長 まず、会議については傍聴していただくことは全然問題ないし、そのときの配布資料、それから当日の会議の記録、これなどもホームページで全てこれまでも出して

きている。だから、当日どうしても来られなくても、資料も入手できるし、どのような話がされたのかということもご確認いただけるような状況になっている。また、この先もそういうスタンスで続けてまいる。

上村 正朗 では、次はちょっと細かい話だ。111Pの1の生活保護経費の警備員の派遣手数料なのだけれども、どういったときにどなたを派遣するのかというのをちょっとお聞きしたいのだけれども。

福祉 課長 これに関しては、モバイル見守りセキュリティーということで契約をいたして、万が一危害が加えられそうになったようなときに警備員が飛んでくるというか、警備員が派遣されるというようなことになっている。予算書上、警備員派遣手数料と、それから機械器具借上料、これがセットになっているというような形になる。

上村 正朗 相手は生活保護世帯か。そうだね。生活保護世帯で危ないと思ったときに何か押すとガードマンが来てくれるという、そういうものなのだろうか。

福祉 課長 そういうイメージだ。

上村 正朗 分かった。査察指導員が同行すればいいような気もするけれども、それは置いておいて、安全のためには必要だと思うので。では、最後、113Pの上の1なのだけれども、臨床研修医の確保支援事業補助金・・・

長谷川分科会長 113Pは衛生費だから、次だ。

上村 正朗 4款だね。3款終わりだ。

富樫 雅男 95Pだ。上から9番目の高齢者向けの住宅整備費補助金、これは今までの実績ベースでの予算だろうか。

高齢者支援室副参事 当然この事業については年度によってやっぱり件数の多い、少ないがある事業ではあるのだが、基本的には実績をベースにした形で件数を設定して、予算づけをさせていただいているというところになる。

富樫 雅男 例えば今年度であれば、何件くらいあったか。

介護高齢課長 令和3年現在で今15件申請があった。

富樫 雅男 もう一件、すぐその下、高齢者等除雪費の援助だけれども、これはたしか今年度からだったか、結構近所でも問合せはあったものの、いざ申請しなかったという話が結構あるのだけれども、今年度いかがだったか。

介護高齢課長 屋根の雪下ろしについては、3月の2日現在で209件、玄関先の除雪については37件あった。玄関先の除雪は37件だけれども、隣近所の方がやってくくださったとか、あと自治会、あと地域の方々がやってくくださったというような声も非常に多かった。

(何事か呼ぶ者あり)

介護高齢課長 民生費のところ、すみません、私が説明したところでちょっと訂正があるのだけれども、よろしいだろうか。

長谷川分科会長 やってください。

介護高齢課長 86P、87Pの介護人材確保推進事業給付金のところで、令和4年度は介護福祉士、介護支援専門員または社会福祉士のいずれかの資格を取得した者を新たに追加するという説明をしたのだけれども、そこをちょっと訂正させていただいて、令和4年度は新たに介護福祉士だけだ。すみません。先ほどは介護福祉士、介護支援専門員、社会福祉士と説明したのだけれども、令和4年度は新たに介護福祉士の資格を取得した者に10万円を支給するというふうに、すみません、訂正をお願いいたします。

第4款 衛生費

(質 疑)

鈴木 好彦 では、2点ぐらいちょっとお聞きするが、113Pをお願いできるだろうか。1目のうちの説明欄3にある地域医療懇談会経費という経費が予算化されているけれども、やはり先ほどと同じように施政方針の中に「真に必要な地域医療体制の構築に向け新潟県と連携して住民レベルの議論となるよう取り組んでまいります」というくだりがあるのだけれども、住民レベルの議論というのは、この予算執行の中でやっていくわけだろうか。また、その内容だよね。

保健医療課長 直接ここだけの問題ではないというふうに認識しているが、この村上・岩船地域の医療懇談会事業の中でもそういったことを取り入れていこうというところで、令和4年度の事業として予定をしているところである。

鈴木 好彦 新たに住民レベルの議論をしなければいけないという、問題があるから、新たに場を設けようということなのだろうけれども、何か問題というのは出現しているものなのか。

保健医療課長 人口動態の変化、あとこれからの医療の状況、そういうことでこれから医療にかかる内容であったり、また医師の働き方改革であったり、地域医療構想であったり、地域医療をめぐる状況が大きく今変化しつつあるので、そこをしっかりと分かるように、将来こうなるのだよ、こういうふうになるので、市民としてどうしていけばいいのかとか、市民はどういった、医療に対してできることは何かをしなければならぬのかとか一緒に考えて、医療を守るために皆さんとしてどういうふうにやっていかなければならないかというところを、これ県全体の問題でもあるし、県が今グランドデザインを示しているので、そこをもうちょっとかみ砕いて、市民に分かるようなものとして、県と一緒にそれぞれの地域の医療がどういうふうな、将来持続可能になるためにどう変わっていかなければならないというところをいかに住民レベルの議論というか、住民レベルの説明として皆さんに周知していくべき、対策をどうしようかというところを今後令和4年度動いていきたいなというところで施政方針のほうに書かせていただいたものである。

鈴木 好彦 質問する前よりも非常に重要な位置づけでこの問題が図られていると、ぜひ市民のために強力で推進していただくように希望いたします。次の質問に行く。117Pに市独自のPCR検査手数料というのが計上されている。これ私本会議の中でも質問した件と関わりあるのだけれども、これの効果というのか、こんな時期に効果はどうのなんていうのは場違いかもしれないけれども、一体どのくらいの効果が出ているのかということをおいゆる今まで実証した部分の中で結果をちょっとお知らせいただければと思うのだけれども。

保健医療課長 市独自のPCR検査については今年度も実施していて、令和3年の4月から12月まで検査委託をやった件数が867件だった。第6波のオミクロン株になって、1月から検査をまた大きく検査回数が増えたけれども、1月で検査が14回市として実施していて、検査件数は1,905件実施いたした。そのうち陽性となった、データが陽性として医師のほうに確定検査に回したものが17件あった。2月については10回ほど検査をしていて、443件検査をしている。これは保健所の重点化になったこともあって、陽性率はちょっと上がって、471件のうち8件が陽性者の確認ということで医師のほうに確定の診断をしていただくようお願いをしているところである。3月については、今のところ2回ほど実施している。こうやって、主にこれを実施したのが保育園であったり学童、小・中学校であるので、市で広く検査をすることによって早め

に陽性の方を見つけて、早めに確定をさせることでより早くご家族が動いたり、より早く次の段階に、拡大しない行動につなげていただくということで、実施した分、拡大がほかの地域より抑えられているのではないかなというふうに自分たちでは考えているところである。

鈴木 好彦 漏れることのないように検査していただきたいのだけれども、今答弁いただいた陽性者の人数だけれども、今市が発表している人数にこれは確実に盛り込まれているという数字なのか。それとも、どこかで違うところより正確に判断して、落ちるものもあるという認識なのだろうか。その辺ちょっとお聞かせください。

保健医療課長 あくまでも検査した結果であるので、その後医師による判定をしていただく。その結果によって、基本的にはそのまんま陽性の患者発生という届出をされる場合が多いとは聞いているが、全部がどうかということになると、患者の発生の全員の名簿が私ども分からないので、ちょっとその先については100%かどうかということの方が確定なものではないということである。

富樫 雅男 115Pのところワクチン接種のことが出ているけれども、ちょっとお聞きしたいのは、今現在3回目の接種を始めていると思うのだけれども、そこら辺どの程度進んでいるか教えていただければと思う。

保健医療課長補佐 接種を2月の6日から始めて、3回目の接種終わっている方、3月8日の終了時で1万5,979人だ。接種率は34.5%だ。ちなみに、2回終わった人たち、分母というか、対象者については4万6,293人である。

富樫 雅男 今まで1回目、2回目のワクチン接種については、ホームページで毎週月曜日公開されていたのだけれども、3回目は全く公表されていないので、できれば同じように1週間に1回くらい予約と接種済み、従来も1、2回と同じように公表していただければありがたいと思うけれども、いかがだろうか。

保健医療課長補佐 ご指摘いただいたとおり、本日から対応したいと思う。

上村 正朗 それでは、113P、1、保健衛生総務経費のちょっと確認なのだが、臨床研修医確保支援事業補助金で、課長、今の説明で村上総合病院4名分という説明だったと思うのだが、ほかの場所、本会議の場所だったか何か、来年度2名確保予定というか、という話だったかなと思っているのだけれども、この4名と2名の関係をちょっとお聞かせください。

保健医療課長 4名というのは、臨床研修医の村上総合病院が例年募集している人数なので、予算上はその人数を計上させていただいた。3月の国家試験、それが終わるまで募集は続けているということだったので、最終的な人数がまだ確定ではないので、枠分の4名を計上している。また、現在のところは市長答弁あったように2名の方が予定しているが、国試の発表がこれからになるので、その結果によって変化がもしかしたらあるかもしれないということである。

鈴木 一之 先ほども話の中であったのだが、新型コロナウイルスのワクチン接種の事業経費の件なのだが、3回目の予約状況で、なかなかやっぱり、私もその一人なのだが、私はちょっと福祉枠でさせていただいたのだが、ファイザー、ファイザー、そしてモデルナという格好でさせていただいて、私のところの職員の方々もそれぞれ高熱出て、その対応がなかなかということで、私自身もその後高熱発して、2日ほどで治ったのだが、そういうお話を聞いていると側の人たちも、何かそこにどうなのかなということで手控えというか、様子を見ながらいる人たちも現状であるかと思うのだが、安全性というか、それぞれの体質等々も鑑みて、それはそれぞれのあれで違

ってくるのかもしれないけれども、テレビ放映等いろいろなファイザーとモデルナで発熱する確率というか、それが若干モデルナのほうかというようなことで報道されておいて、それに対して高齢者の皆さんとか、それ以外の方々もちょっと手控えているような状況にも見えるのだが、その辺りの安全性というか、その辺りもこれからやはりしていただいて、100%を目指していかなければならないと思うのだが、その辺どうだろうか。

保健医療課長補佐 私たち、お一人お一人どの程度熱が出た人がおられるかとかというのを、すみませんが、把握していないので、正直どのくらいの割合でそうしたのが発現しているかというのはいささか分からない。ただ、確かに3回目モデルナを接種された方で熱出たという方はお聞きしているが、一方で3回ともファイザー打った方であっても、熱出されている方とか倦怠感現れたという方はおられるので、正直うちのほうとしてはご説明できる数値としては厚生労働省がホームページとかで出している数字しか言えないところではあるのだが、個人的な体感としては、3回目の接種については、1、2回目のときよりもそうしたことを訴える方が多いのかなという、それはワクチンによってではなくて、3回目なのかなというふうな印象で個人的には思っている。

鈴木 一之 そんなことで、やはりちょっと心配な方もいるということも現実であるので、その辺りの安全性というか、そういうところも含めて接種率をアップできればなと思っている。それと、引越し先で接種券が届かないという事例がほかの自治体でもあるそうであって、転入者を確認して、接種券を渡すというようなところもあるやに聞いているのだが、本市の場合ほどのような格好でそれあるだろうか。

保健医療課長補佐 今ご説明いただいたように、1回目、2回目を市外で打たれた方、もしくは1回目だけでもあれなのだけれども、そうした方だと2回目の終了をうちの市民としての2回目を接種したことが確認できないものだから、1次的なデータの中には上がってこない人たちになる。なので、接種券の準備を始めた段階から、転入された方については申し出てくださいというようなことで、市民課や支所の窓口を通じてお願いするようにはしていた。その前に転入されてきた方については、VRSという国のシステムでできるだけ拾い上げて探してはいたのだけれども、それでもやっぱりうちのほうで見つからない方がおられる。その原因としては、予診票を2回目接種したときにVRSで読み込むのだけれども、その作業が終わっていないとかという方がおられるものだから、そうした方々についてはお電話いただいた際に2回目接種した医療機関のほうへお問合せいただけないかというようなことでお話しして、なるべく随時で出すように心がけているつもりだが、まだいまだに多分届いていないよとか、そういったことを思っているらっしゃる方がおられるかと思うので、また今後広報を通じて接種券速やかに出せるように対応していきたいなと思っている。

鈴木 一之 ひとつ確認していただきながら、よろしくお願ひしたいと思う。もう一点ちょっと、117Pの母子保健経費の中であって、私も一般質問の中で低出生児のことで悩んでいる親御さんがいるということであって、母子手帳の中で数値を入れるというか、そこら辺りは国の事業だから、難しいところもあるのだからかもしれないけれども、村上市独自の形の中でそれはされるか、何かベビーのハンドブック的な意味合いでそういうことが可能であるかということで検討されたと思われるのだが、ちょっとお聞かせいただければと思う。

保健医療課長 ご指摘いただいた件については、出生児全員にばすの一とを配布している。出生したことによって様々な情報であったり記録であったり相談機関だったりを記入したもので、母子手帳のほかに全員に配布しているので、そのばすの一とのほうに低出生体重児用の体重グラフ別なものを4月から入れて対応してまいりたいというふうに考えている。

鈴木 一之 大変ありがとうございます。やはり村上市も子育てに関してはそういったところで、少人数の方だとしても、そういう人たちの悩みとか、自分の子どものそれこそ誕生からの足跡というか、それをそこに記すことによって、子育てに対して、一生懸命皆さんと一緒に行政もバックアップしてくれているのだよという証ができるとなると私もありがたいなと思っているし、このたびのスピーディーな対応には心から感謝申し上げるし、ばすの一とのまだまだ普及というか、その点もあるので、その辺りの普及も含めてお願いしたいと思うので、ありがとうございました。

第2条「第2表 債務負担行為」

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(賛否態度の発言)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、自由討議なく、賛否態度の発言を求めたところ賛否態度の発言なく、起立による賛否態度の取りまとめを行った結果、議第6号のうち市民厚生分科会所管分は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと態度を決定した。

○以上で本分科会に付託された案件の審査を終了し、本分科会の報告を分科会長に一任することを決め、閉会する。

分科会長（長谷川 孝君）閉会を宣する。

(午後 3時41分)